

次世代育成支援対策推進法の趣旨・概要

<平成17年度から10年間の時限立法>

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
 - ②都道府県行動計画
- 地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

事業主等行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画（企業等）
 - * 大企業（301人以上）：義務付け
 - * 中小企業（300人以下）：努力義務
 - * 特に対策を推進している事業主の認定
- ②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）
 - * 策定・公表

次世代育成支援対策地域協議会

・ 都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織。

次世代育成支援対策推進センター

・ 経済団体による情報提供、相談等の実施。

施策・取組への協力等

策定支援等